

# 第48回 定時株主総会招集ご通知

**開催日時** 2026年6月24日(水曜日)  
午前10時(受付開始 午前9時)

**開催場所** 大阪市中央区本町橋2番8号  
大阪商工会議所 6階 末広の間

**決議事項**

- 〈会社提案〉
- 第1号議案 取締役7名選任の件
- 第2号議案 監査役2名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 〈株主提案〉
- 第4号議案 特定の株主からの自己株式取得の件
- 第5号議案 剰余金を処分する件

書面及びインターネット等による議決権行使期限

2026年6月23日(火曜日)午後5時20分まで

当日御出席の株主様へのお土産の御用意はございません。  
何卒御理解くださいますようお願い申し上げます。

 **大阪製鐵株式会社**

証券コード：5449

株主各位

(証券コード 5449)  
2026年6月2日  
(電子提供措置の開始日2026年6月1日)

大阪市中央区道修町三丁目6番1号

**大阪製鐵株式会社**

代表取締役社長 谷 潤 一

## 第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第48回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト  
に「第48回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.osaka-seitetsu.co.jp/ir/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名または証券コードを入力検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

株主の皆様におかれましては、書面またはインターネット等により事前の議決権行使ができませんので、**お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月23日（火曜日）当社営業時間終了の時（午後5時20分）までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。**

敬具

## 記

**1 日 時** 2026年6月24日(水曜日)午前10時

**2 場 所** 大阪府中央区本町橋2番8号 大阪商工会議所 6階 末広の間

**3 目的事項 報告事項** 1.第48期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2.第48期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

**決議事項** <会社提案>  
第1号議案 取締役7名選任の件  
第2号議案 監査役2名選任の件  
第3号議案 補欠監査役1名選任の件  
<株主提案>  
第4号議案 特定の株主からの自己株式取得の件  
第5号議案 剰余金を処分する件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知の発送に代えて、当社ウェブサイト(<https://www.osaka-seitetu.co.jp/ir/meeting/>)に掲載させていただく予定です。

## 議決権行使のご案内

### 株主総会へ出席される場合



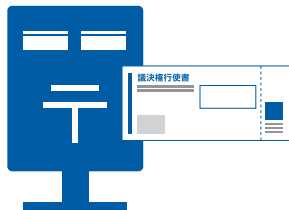
同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付へご提出ください。

開催日時

2026年6月24日(水曜日) 午前10時～

### 株主総会に出席いただけない場合

#### 書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、会社提案の議案には「賛」、株主提案の議案には「否」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2026年6月23日(火曜日) 午後5時20分必着

#### インターネット等による議決権行使



議決権行使サイトにアクセスいただき、賛否をご入力ください。(詳細は次ページ「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照ください。)

行使期限

2026年6月23日(火曜日) 午後5時20分まで

※書面とインターネット等により二重で議決権を行使された場合は、インターネット等による行使を有効といたします。  
また、インターネット等により複数回議決権行使をされた場合は、最後に行われた行使を有効といたします。

## インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、以下に記載の議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限

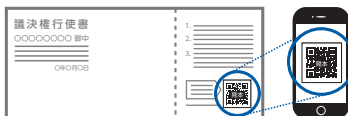
2026年6月23日(火曜日) 午後5時20分まで

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金や通信料金等は株主様のご負担となります。

### QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」により、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、右記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

インターネット等による議決権行使に関してご不明な点につきましては、右記に問い合わせください。

### 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

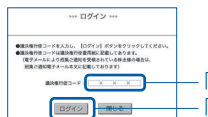
<https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力  
「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力  
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください  
「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート

 0120-652-031

(受付時間 午前9:00～午後9:00)

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJの運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

# 書面による議決権行使のご案内

## 記入方法のご案内

議決権行使書

株主番号 \_\_\_\_\_ 議決権行使個数 \_\_\_\_\_ 届

大阪製罐株式会社 御印

私は、2026年6月24日開催の当社第48回定時株主総会（議決権又は議決権行使）における各議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。  
2026年6月 日

会社提案			株主提案	
第1号議案 議案	第2号議案 議案	第3号議案 議案	第4号議案 議案	第5号議案 議案
○	○	○	○	○
○	○	○	○	○

各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示が必要であったものとして取り扱います。  
大阪製罐株式会社

（ご注意）  
当社取締役会は株主総会につきましても、そのいずれにも反対しております。株主提案に反対の場合は「否」に○印でご表示下さい。

インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。株主総会にご出席の際は、この用紙の右頁を切り離すにそのまま会場受付にご提出下さい。

大阪製罐株式会社

お 願 い

- 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使用紙に賛否をご表示いただき、2026年6月23日午後5時より分まで到着するようにご返送下さい。
- 第1号議案及び第2号議案の賛否をご表示の際、一部の株主様につき異なる意思を表示される場合は、「株主総会参考書類」に記載の当該株主様の番号をご記入下さい。
- 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はきりと○印をご記入下さい。
- 議決権をインターネットで行使される場合、下のQRコードをスマートフォンで読み取るか、裏面記載のウェブサイトにてアクセスし、2026年6月23日午後5時20分までにご行使下さい。この場合、議決権行使を承認される必要はありません。

第1号議案から第3号議案は当社取締役会からご提案させていただき議案です。

第4号議案から第5号議案は一部の株主様からのご提案です。取締役会としてはこれらの議案いずれにも反対しております。詳細は20ページ以降をご参照ください。

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

- ▶ 賛成の場合：「賛」の欄に○印
- ▶ 反対の場合：「否」の欄に○印

## 記入例

取締役会の意見にご賛同いただける場合

会社提案		
第1号議案 議案	第2号議案 議案	第3号議案 議案
○	○	○
○	○	○

株主提案	
第4号議案	第5号議案
○	○
○	○

取締役会の意見に反対される場合

会社提案		
第1号議案 議案	第2号議案 議案	第3号議案 議案
○	○	○
○	○	○

株主提案	
第4号議案	第5号議案
○	○
○	○

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

〈会社提案〉(第1号議案から第3号議案まで)

#### 第1号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員(7名)の任期が満了いたします。

つきましては、社外取締役3名を含む取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名		現在の地位、担当及び重要な兼職の状況	取締役会 出席率
1	谷 潤 一	重任	代表取締役社長	100% (14/14回)
2	関 野 孝 志	重任	常務取締役、総務・財務・営業・物流、購買・外注管理に関する事項管掌	100% (14/14回)
3	水 谷 友 則	重任	常務取締役、安全環境防災、生産技術、情報システム、設備技術、商品企画に関する事項管掌	100% (12/12回)
4	堀 井 和 弘	新任	執行役員生産技術部長委嘱、安全環境防災推進、設備技術担当、購買・外注管理に関する事項について関野常務を補佐	-% (-/回)
5	松 沢 伸 也	重任 社外 独立役員	社外取締役	100% (14/14回)
6	佐 藤 光 宏	重任 社外 独立役員	社外取締役	93% (13/14回)
7	金 子 啓 子	新任 社外 独立役員	極東開発工業(株)社外取締役 (株)池田泉州ホールディングス社外取締役 (株)池田泉州銀行取締役(非業務執行)	-% (-/回)

(注) 取締役会開催の回数に書面決議は含まれておりません。



所有する当社  
株式の数  
6,400株

取締役在任期間  
(本総会終結時)  
2年

2025年度における  
取締役会への出席状況  
14/14回  
(100%)

候補者番号

1

谷 潤 一

重任

1962年11月26日生

### 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1987年 4月	住友金属工業(株) (現 日本製鉄(株)) 入社	2018年 4月	同社執行役員八幡製鐵所長委嘱
2008年 4月	同社鋼板・建材カンパニー鹿島製鉄所製鋼部長	2020年 4月	日本製鉄(株)常務執行役員九州製鉄所長委嘱
2010年10月	(株)住金鋼鉄和歌山取締役製鋼部長	2021年 4月	同社常務執行役員東日本製鉄所長委嘱
2012年10月	新日鐵住金(株) (現 日本製鉄(株)) 和歌山製鉄所生産技術部長	2024年 4月	同社執行役員 当社顧問
2014年 4月	同社八幡製鐵所製鋼部長	2024年 6月	当社代表取締役社長 現在に至る
2016年 4月	同社八幡製鐵所副所長		
2017年 4月	同社執行役員安全推進部長 委嘱		

### 【取締役の選任理由】

谷 潤一氏は、鉄鋼業における豊富な業務知識と経験を有するとともに、生産技術分野や製造現場の統括等の実績を踏まえ、優れたリーダーシップを有することから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものがあります。



所有する当社  
株式の数  
4,000株

取締役在任期間  
(本総会終結時)  
2年

2025年度における  
取締役会への出席状況  
14/14回  
(100%)

候補者番号

2

せきの たか し  
関野孝志

重任

1965年10月15日生

### 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1989年 4月	新日本製鐵(株) (現 日本製鐵(株)) 入社	2023年 4月	同社参与東南アジア日本製鐵(株)社長
2009年 4月	同社厚板事業部厚板営業部造船鋼材室長	2024年 4月	当社常務執行役員
2013年 4月	新日鐵住金(株) (現 日本製鐵(株)) 大分製鐵所工程業務部長	2024年 6月	当社常務取締役、経営企画・総務・財務・関係会社管理に関する事項管掌、営業・物流、購買・外注管理に関する事項管掌
2016年 4月	ニホンスチール&スミトモメタルアメリカ社シカゴ事務所長	2025年 6月	当社常務取締役、総務・財務、営業・物流、購買・外注管理に関する事項管掌 現在に至る
2020年 4月	日本製鐵(株)参与グローバル事業推進部グローバル事業支援センター長		

### 【取締役の選任理由】

関野孝志氏は、鉄鋼業における豊富な業務知識と経験を有するとともに、海外事業に幅広く精通し、営業分野等において優れた実績を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社  
株式の数

900株

取締役在任期間  
(本総会終結時)

1年

2025年度における  
取締役会への出席状況

12/12回  
(100%)

候補者番号

3

みず たに とも のり  
水谷友則

重任

1965年7月30日生

### 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1990年4月 新日本製鐵(株) (現 日本製鐵(株)) 入社

2010年4月 同社堺製鐵所形鋼部大形工場長

2012年4月 同社堺製鐵所形鋼部長

2013年4月 新日鐵住金(株) (現 日本製鐵(株)) 鹿島製鐵所形鋼部長

2018年4月 同社鹿島製鐵所副所長

2019年4月 日本製鐵(株)参与建材事業部  
形鋼・スパイラル鋼管技術  
部長

2025年4月 当社常務執行役員

2025年6月 当社常務取締役、安全環境  
防災、生産技術、情報シス  
テム、設備技術、商品企画  
に関する事項管掌  
現在に至る

### 【取締役の選任理由】

水谷友則氏は、鉄鋼業における豊富な業務知識と経験を有するとともに、製造分野の統括等において優れた実績を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社  
株式の数

3,200株

取締役在任期間  
(本総会終結時)

-年

2025年度における  
取締役会への出席状況

-/-回  
(-%)

候補者番号

4

ほり い かず ひろ  
堀 井 和 弘

新任

1963年8月4日生

### 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1988年4月	新日本製鐵(株) (現 日本製鐵(株)) 入社	2024年6月	当社執行役員生産技術部長、購買・外注管理部長委嘱、安全環境防災推進、標準化、設備技術担当
2016年7月	新日鐵住金(株) (現 日本製鐵(株)) スラグ・セメント事業推進部 上席主幹	2025年6月	当社執行役員生産技術部長、購買・外注管理部長委嘱、安全環境防災推進、設備技術担当
2018年7月	当社生産技術部長	2025年10月	当社執行役員生産技術部長委嘱、安全環境防災推進、設備技術担当、購買・外注管理に関する事項について関野常務を補佐 現在に至る
2019年6月	当社参与西日本熊本工場長		
2022年6月	当社執行役員生産技術部長、購買・外注管理部長委嘱、安全環境防災、標準化推進担当		

#### 【取締役の選任理由】

堀井和弘氏は、鉄鋼業における豊富な業務知識と経験を有するとともに、当社入社以来、生産技術分野や製造現場の統括等において優れた実績を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、新たに取締役として選任をお願いするものがあります。



候補者番号

5

まつ ざわ しん や  
松 沢 伸 也

重任

社外

独立役員

1956年2月27日生

所有する当社  
株式の数

0株

取締役在任期間  
(本総会終結時)

7年

2025年度における  
取締役会への出席状況

14/14回  
(100%)

### 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1979年 4月 塩野義製薬(株)入社

2005年 4月 同社法務部長

2013年 4月 同社執行役員法務部長

2016年 4月 同社法務部長

2019年 4月 同社法務部顧問

2019年 6月 当社社外取締役

2026年 3月 塩野義製薬(株)法務・コンプライアンス部顧問退任  
現在に至る

### 【社外取締役の選任理由及び期待される役割の概要】

松沢伸也氏は、他社における長年の勤務経験で得られた豊富な業務知識や企業法務に係る経験が、当社のコーポレートガバナンスの強化に資すると判断し、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。

また、同氏が選任された場合には、任意の委員会である役員人事・報酬会議や特別委員会（議長）のメンバーとして、客観的・中立的立場で審議いただく予定です。

なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。



候補者番号

6

さとうみつひろ  
佐藤光宏

重任

社外

独立役員

1956年3月16日生

### 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1978年4月	(株)竹中工務店入社	2012年3月	同社監査室長
2002年4月	同社大阪本店技術部長	2014年3月	同社監査役
2006年3月	同社大阪本店品質監理部長	2021年3月	退任
2008年3月	同社監理室長	2021年6月	当社社外取締役 現在に至る

所有する当社  
株式の数

0株

取締役在任期間  
(本総会終結時)

5年

2025年度における  
取締役会への出席状況

13/14回  
(93%)

### 【社外取締役の選任理由及び期待される役割の概要】

佐藤光宏氏は、他社における長年の勤務経験で得られた豊富な業務知識や建設分野における技術的な知見が、当社のコーポレートガバナンスの強化に資すると判断し、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。

また、同氏が選任された場合には、任意の委員会である役員人事・報酬会議（議長）や特別委員会のメンバーとして、客観的・中立的立場で審議いただく予定です。

なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。



候補者番号

7

かね こ けい こ  
金子 啓子

新任

社外

独立役員

1958年11月27日生

所有する当社  
株式の数

0株

取締役在任期間  
(本総会終結時)

-年

2025年度における  
取締役会への出席状況-/-回  
(-%)

## 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1981年 4月 松下電器産業(株) (現 パナソニック(株)) 入社  
2007年 4月 同社情報セキュリティ本部長  
2014年 9月 同社退社  
2014年10月 (株)ベネッセホールディングス入社  
2016年 6月 同社セキュリティ本部長 CSO/CPO  
2018年 3月 同社退社

2019年 6月 丸大食品(株)社外取締役  
2022年 6月 極東開発工業(株)社外取締役  
2024年 6月 (株)池田泉州ホールディングス社外取締役  
2024年 6月 (株)池田泉州銀行取締役 (非業務執行)  
現在に至る

## 〔重要な兼職の状況〕

極東開発工業(株)社外取締役  
(株)池田泉州ホールディングス社外取締役  
(株)池田泉州銀行取締役 (非業務執行)

## 〔社外取締役の選任理由及び期待される役割の概要〕

金子啓子氏は、情報セキュリティ、企業法務に関する豊富な業務知識や他社における勤務経験が、当社のコーポレートガバナンスの強化に資すると判断し、社外取締役として新たに選任をお願いするものであります。

また、同氏が選任された場合には、任意の委員会である役員人事・報酬会議や特別委員会のメンバーとして、客観的・中立的立場で審議いただく予定です。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 松沢伸也氏、佐藤光宏氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、両氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届出ております。また、当社は、両氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第27条第2項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額であります。なお、第1号議案が原案どおり可決された時は、両氏との間で同契約は継続されます。
3. 金子啓子氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の規則に定める独立役員となる予定です。また、当社は、第1号議案が原案どおり可決されることを条件に、同氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第27条第2項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
4. 当社は、堀井和弘氏、金子啓子氏を除く各取締役候補者との間で、会社法第430条の2第1項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において補償する旨の契約を締結しております。

なお、第1号議案が原案どおり可決された時は、各氏との間で同契約は継続されます。

5. 当社は、第1号議案が原案どおり可決されることを条件に、堀井和弘氏、金子啓子氏との間で会社法第430条の2第1項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において補償する旨の契約を締結する予定であります。
6. 金子啓子氏が社外取締役を務める極東開発工業株式会社は、2025年9月に独占禁止法違反に関する排除措置命令および課徴金納付命令を受ける事実がありました。同氏は同事件の発生まで当該違反事実を認識しておりませんが、平素より法令順守およびコンプライアンス経営の視点に立った提言を適宜行うとともに、発生後においては再発防止に関する提言を行うなど、その職責を果たしております。

## 第2号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役高見秀一氏及び後藤貴紀氏の任期が満了いたしますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。



候補者番号

1

なが い なお こ  
永井尚子

新任

社外

独立役員

1960年2月20日生

### 略歴及び重要な兼職の状況

1987年4月	東京地方裁判所判事補	2022年11月	岡山家庭裁判所長
1997年4月	大阪家庭裁判所判事	2024年3月	福岡家庭裁判所長
2014年4月	名古屋家庭裁判所部総括判事	2025年2月	退官
			現在に至る

所有する当社  
株式の数

0株

監査役在任期間  
(本総会終結時)

-年

2025年度における  
取締役会への出席状況

-/-回  
(-%)

2025年度における  
監査役会への出席状況

-/-回  
(-%)

### 【社外監査役の選任理由】

永井尚子氏は、会社経営に関与されたことはありませんが、裁判官としての長年の豊富な法的知識と、家庭裁判所長として高度な組織運営等を担ってきた経験を有することから、客観的な立場から当社の監査を適切に遂行できるものと判断し、新たに社外監査役として選任をお願いするものであります。



所有する当社  
株式の数

0株

監査役在任期間  
(本総会終結時)

4年

2025年度における  
取締役会への出席状況

14/14回  
(100%)

2025年度における  
監査役会への出席状況

13/13回  
(100%)

候補者番号

2

ごとう たか き  
後藤 貴紀

重任

1969年9月28日生

### 略歴及び重要な兼職の状況

1992年 4月 新日本製鐵(株) (現 日本製鐵(株)) 入社

2019年 4月 日本製鐵(株)経営企画部部長

2021年 4月 同社関係会社部部長

2022年 4月 同社関係会社部長

2022年 6月 当社監査役 (非常勤)

2024年 4月 日本製鐵(株)参与関係会社部長  
現在に至る

[重要な兼職の状況]

黒崎播磨(株) 監査役

(株)鹿島アントラーズ・エフ・シー 取締役

日鉄物産(株) 監査役

### 【監査役の選任理由】

後藤貴紀氏は、鉄鋼業における豊富な業務知識と経験を有し、その知識や経験等を当社の監査体制に活かしていただくために、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 永井尚子氏は、社外監査役候補者であり、東京証券取引所の規則に定める独立役員となる予定です。
3. 当社は、第2号議案が原案どおり可決されることを条件に、永井尚子氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第37条第2項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
4. 当社は、第2号議案が原案どおり可決されることを条件に、永井尚子氏との間で、会社法第430条の2第1項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において補償する旨の契約を締結する予定であります。
5. 後藤貴紀氏は、現在及び過去10年間において、当社の親会社である日本製鉄株式会社の業務執行者であります。同氏の業務執行者としての地位及び担当は、日本製鉄株式会社参与関係会社部長であります。
6. 当社は、後藤貴紀氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第37条第2項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額であります。なお、第2号議案が原案どおり可決された時は、同氏との間で同契約は継続されます。
7. 当社は、後藤貴紀氏との間で、会社法第430条の2第1項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において補償する旨の契約を締結しております。なお、第2号議案が原案どおり可決された時は、同氏との間で同契約は継続されます。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令の定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

所有する当社  
株式の数

0株

きし もと たつ じ  
**岸 本 達 司** 1960年6月16日生

#### 略歴及び重要な兼職の状況

1987年 4月	弁護士登録（大阪弁護士会） 児玉憲夫法律事務所（現 新世綜合法律事務所）入所	2012年 4月	関西大学会計専門職大学院 非常勤講師
1998年 4月	同所パートナー	2020年 4月	新世綜合法律事務所代表
2007年 4月	大阪家庭裁判所調停委員	2021年 6月	(株)シャルレ社外取締役 （監査等委員）
2009年 4月	関西大学会計専門職大学院 特別任用教授 特定非営利活動法人証券・ 金融商品あっせん相談セン ターあっせん委員	2025年 6月	大和ハウス工業(株)社外監査役 光世証券(株)社外取締役 （監査等委員） 現在に至る
2011年 6月	(株)シャルレ社外監査役		〔重要な兼職の状況〕 新世綜合法律事務所代表 大和ハウス工業(株)社外監査役 光世証券(株)社外取締役（監査等委員）

#### 【補欠社外監査役の選任理由】

岸本達司氏は、社外監査役・監査等委員である取締役となる以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、弁護士としての豊富な経験と専門的な見識に基づき客観的な立場から当社の監査を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 岸本達司氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 岸本達司氏は、補欠の社外監査役候補者であり、第3号議案が原案どおり可決され、かつ、同氏が監査役に就任した場合には、東京証券取引所に独立役員として届出る予定です。
3. 第3号議案が原案どおり可決され、かつ、岸本達司氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第37条第2項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額であります。
4. 第3号議案が原案どおり可決され、かつ、岸本達司氏が監査役に就任した場合には、当社は、会社法第430条の2第1項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において補償する旨の契約を締結する予定です。

### 【参考 取締役・監査役のスキル・マトリックス案（6月下旬以降）】

取締役会が適切に意思決定および監督機能を発揮するために、各取締役が有する知識、経験、能力等のうち、特に期待する分野について示しています。

氏名	性別	地位	独立性 (社外のみ)	取締役・監査役の専門性と経験								
				企業 経営	製造・ 技術・ 品質管理	営業・ マーケティング	財務・ 会計	人事・ 人材開発	法務・ リスク 管理	環境・ サステナ ビリティ	グローバル 事業管理	
谷 潤 一	男性	代表取締役社長		○	○				○	○	○	
関 野 孝 志	男性	常務取締役		○		○	○	○	○	○	○	○
水 谷 友 則	男性	常務取締役			○			○			○	
堀 井 和 弘	男性	取締役			○						○	
松 沢 伸 也	男性	社外取締役	○			○				○		○
佐 藤 光 宏	男性	社外取締役	○		○						○	
金 子 啓 子	女性	社外取締役	○	○				○	○	○		
沖 垣 佳 宏	男性	常勤監査役		○			○	○	○			○
杉 本 茂 次	男性	社外監査役	○				○					
永 井 尚 子	女性	社外監査役	○					○	○			
後 藤 貴 紀	男性	監査役				○	○		○			

※上記一覧表は、取締役・監査役が有するすべての専門性と経験を表すものではありません。

### 〈株主提案〉（第4号議案から第5号議案まで）

第4号議案から第5号議案は、株主様からのご提案によるものであります。

なお、本株主提案の内容については、提案株主様から提出された書面の該当記載を形式調整のうえ、原文のまま掲載しております。

当社取締役会としては、後述のとおりこれらの議案にいずれも**反対**しております。

#### 提案の内容

下記の各株主提案の詳細は、<https://stracap.jp/NIPPON-OSAKASTEEL/> 又は株式会社ストラテジックキャピタルのホームページ右上の特設サイトリンク <https://stracap.jp/> を参照されたい。なお、各株主提案において記載する会社数値は（単体）と記載がない限りは全て連結計算書類に基づいている。

## 第4号議案 特定の株主からの自己株式取得の件

### (1) 取得する株式の種類

普通株式

### (2) 取得する株式の数

16,629,030株(但し、後記(4)本文に基づいて算定した取得と引換えに交付する金銭の総額(以下「調整前自己株式取得総額」という。)、当社が提案する剰余金配当議案が可決されて配当財産として割り当てられる金額及び当社取締役会が会社法459条1項に基づき決議した剰余金の配当において配当財産として割り当てられる金額の合計額(以下まとめて「当社配当総額」という。)並びに議案2が可決されて配当財産として割り当てられる金額の総額(以下「提案株主配当総額」という。)を合計した金額が、本総会の日または取得についての契約締結日における会社法461条に定める分配可能額(以下「分配可能額」といい、2つの金額が異なる場合、いずれか低いほうの金額とする。)を上回る場合、取得する株式の数は、調整前自己株式取得総額から、(ア)調整前自己株式取得総額、(イ)当社配当総額及び(ウ)提案株主配当総額の3つを合計した額が分配可能額を上回る差額(以下「剰余金調整額」という。)を控除した金額を、本総会の開催日前日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の最終価格(当該日に売買取引がない場合又は当該日が当該市場の休業日に当たる場合にあっては、その後最初になされた売買取引の成立価格)で除した数(1株未満切捨て)とする。)

### (3) 取得と引換えに交付する金銭等の内容

金銭

### (4) 取得と引換えに交付する金銭等の総額

本総会の開催日前日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の最終価格(当該日に売買取引がない場合又は当該日が当該市場の休業日に当たる場合にあっては、その後最初になされた売買取引の成立価格)に、取得する株式の数に乗じた金額(前記(2)において「調整前自己株式取得総額」と定義したもの。)とする。但し、(ア)調整前自己株式取得総額、(イ)当社配当総額及び(ウ)提案株主配当総額の3つを合計した金額が分配可能額を上回る場合、取得と引換えに交付する金銭の総額は、調整前自己株式取得総額から剰余金調整額を控除した額とする。

### (5) 株式を取得することができる期間

本総会終結の日から2026年9月30日まで

### (6) 取得する相手方

日本製鉄株式会社

なお、自己株式の取得にあたって株式1株と引き換えに交付する金銭等の額は、会社法第161

条及び会社法施行規則第30条1号により算定されるものを超えないため、取得する相手以外の株主には、会社法第160条の第2項及び第3項による売主追加議案の請求権は生じない。

(当社注) 議案2とは、第5号議案を指しております。

## 提案の理由

### 1. 特定の株主からの自己株式取得の件

本議案では、当社の親会社である日本製鉄株式会社（以下「日本製鉄」という。）が保有する全ての当社株式を当社が取得することを求めている。

当社では、少数株主の利益毀損等の親子上場の典型的な弊害が生じており、当社の株価は長期的に低迷している。そのため、提案株主は当社および日本製鉄に対し、日本製鉄が当社を完全子会社化することにより、親子上場を解消するよう求めてきた。

しかしながら、日本製鉄は、2025年以降、上場子会社2社を完全子会社化した一方、保有する当社株式の一部を売却している。

当社が日本製鉄にとって有益な子会社なのであれば、他の子会社同様に完全子会社化することが合理的であるが、当社についてはその真逆の対応を行っており、当社は日本製鉄にとって不要な子会社であることが推認される。

そのため、当社は、日本製鉄の保有する全ての当社株式を取得し、日本製鉄から独立した企業として株主価値向上を目指すべきである。

## 【第4号議案に対する取締役会の意見】

当社取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

### 【反対の理由】

#### 1. 本議案は当社及び日本製鉄の意向にかかわらず一方的に提案された濫用的な株主提案であること

提案株主は、本議案を通じて、当社の親会社である日本製鉄株式会社（以下「日本製鉄」といいます。）が保有する当社株式（16,629,030株）の全てを自己株式取得すること（以下「本件自己株式取得」といいます。）を求めています。

本議案の根拠となる会社法第160条は、発行会社が、特定の株主に対してのみ売却機会を付与した自己株式取得を行おうとする場合に、株主総会の特別決議による承認という厳格な手続を要求する規定です。

しかしながら、当社は、日本製鉄以外の株主の皆様の売却機会を一切排除する形での自己株式取得を行うことを企図しておりません。本議案は、当社及び日本製鉄の意向にかかわらず提案株主の一方的な意向に基づいて提案されたものです。

このように、本議案は、当社及び日本製鉄の意向にかかわらず、会社法第160条の趣旨にそぐわない手法でこれを利用して（いわば制度を濫用して）行われたものであるといわざるを得ません。

#### 2. 本議案は公正性・透明性に欠ける自己株式取得を可能とするものであり、提案株主が要求する自己株式取得は株主平等原則の趣旨に反するおそれすらあること

当社は、仮に提案株主が要求するような大規模な自己株式取得を実施する場合、その方法としては、自己株式の公開買付けや市場内取引を通じて、当社の株主の皆様には平等な売却機会を付与し、かつ、当社の株主の皆様への適切な情報開示を伴う透明性の高い方法によって自己株式取得を実施すべきと考えております。

しかしながら、本議案は、当社が当社株式を自己株式取得するにあたって、日本製鉄以外の株主の皆様へ自己株式取得の機会を一切付与することなく、かつ、株主の皆様への情報開示が不十分な状態で日本製鉄のみから相対で自己株式取得することを可能とすることを求めるものであり、本件自己株式取得は公正性・透明性に欠ける手法であります。

会社法第160条は、株主平等原則の趣旨に基づき、株主の皆様に対して売却機会を付与することを原則とするものでありますが（会社法第160条第3項）、本議案は、本件自己株式取得の取得対価を本総会の開催日前日における当社株式の市場株価と同額とすることにより、株主の皆様に対して売却機会を一切付与しないこととしております（会社法第161条）。しかしながら、仮に提案株主が要求する本件自己株式取得が実施される場合、後述3. のとおり、当社において極めて多額のキャッシュアウトが生じ、当社の事業運営に重大な悪影響を及ぼす可能性があることにより、当社株式の市場株価が大幅に下落する可能性も否定できません。そのような状況において、当社が、日本製鉄以外の株主の皆様へ自己株式取得の機会を一切付与することなく、日本製鉄のみから相対かつ本総会の開催日前日における当社株式の市場株価と同額で自己株式取得することは、株主平等原則の趣旨に反する事態を招きかねないと考えられます。

したがって、本議案ひいては提案株主が要求する自己株式取得を実施することは適切でないと判断しております。

### **3. 提案株主が要求する自己株式取得を実施する場合、極めて過大なキャッシュアウトが生じること**

仮に提案株主が要求する本件自己株式取得を実施する場合、当社において、当社の時価総額（自己株式を除きます。）の6割に近い金額のキャッシュアウトが生じることとなります。

そのような多額のキャッシュアウトが生じれば、当社が公表した中期経営計画において予定していた各施策を実施するための必要資金等が不足する事態となり、当社の企業価値向上・株主共同の利益の向上を阻害することは明らかです。

### **4. 提案株主が要求する自己株式取得が実現された場合、当社の事業運営に重大な悪影響を及ぼす可能性があること**

仮に提案株主が要求する本件自己株式取得が実施された場合、当社が日本製鉄グループの会社（日本製鉄の子会社）でなくなる一方、提案株主の当社に対する議決権割合は約40%となり、提案株主が当社の経営支配権に重大な影響を与える立場を有することとなります。

当社は、日本製鉄との間で電炉・形鋼に関する製造設備や操業技術面での連携、建築・土木・造船分野における営業面での連携、人材・情報セキュリティ等に関わる連携を図っている等、当社が日本製鉄グループに所属することによって当社の企業価値向上が図られていると考えております。これに対して、提案株主は、本件自己株式取得後に当社の経営支配権に重大な影響を与える立場を有することとなるにもかかわらず、上記を上回る企業価値向上策その他の当社の経営方針について一切これを示しておらず、提案株主が要求する本件自己株式取得が実現された後における当社の経営は、その将来について極めて不透明性の高い事態に陥り、当社の事業運営に重大な悪影響を及ぼす可能性が否定できません。

このように、本議案は、支配権の異動を伴い、本件自己株式取得が実施された後の当社の事業運営に重大な悪影響を及ぼす可能性があるにもかかわらず、その後の当社の経営方針について何ら提案株主より説明がされていないものであり、当社の企業価値向上・株主共同の利益の向上に資さないばかりか、一般株主の皆様の利益を顧みない極めて無責任な株主提案であると言わざるを得ません。

## 5. まとめ

以上のように、当社取締役会としましては、本議案がいわば制度を濫用して行われたものであるとともに、公正性・透明性に欠ける自己株式取得を可能とする提案であり、かつ、本件自己株式取得がなされた場合には当社の財務状況や事業運営に対して重大な悪影響を与えるものであること等を踏まえ、本総会において承認決議することは適当でないと考えております。

よって、当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

## 第5号議案 剰余金を処分する件

### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭

- (2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

第48期末における1株当たり純資産（発行済株式数から自己株式数を控除するほか、企業会計基準適用指針第4号「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」に従い算定した数値をいう。）の金額（小数点以下切り捨て。以下同じ。）に0.08を乗じた金額から、第48回定時株主総会において可決された当社取締役会が提案した剰余金処分に係る議案（以下「会社側利益処分案」という。）に基づく普通株式1株当たり配当金額及び当社定款39条に基づいて第48回定時株主総会の開催日までに2026年3月期末の剰余金の処分（処分の予定を含む。）として当社取締役会が決定した普通株式1株当たりの配当金額（以下合わせて「会社配当金額」という。）を控除した金額を、会社配当金額に加えて配当する。

なお、配当総額は、当社の第48回定時株主総会の議決権の基準日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

当社の第48回定時株主総会の開催日の翌日

なお、本議案は、第48回定時株主総会に会社側利益処分が提案された場合、同提案とは独立かつ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

### 提案の理由

#### 2. 剰余金を処分する件

提案株主は、当社の親会社である日本製鉄が当社を完全子会社化することが、当社の少数株主にとって最善であるが、仮に当社が日本製鉄にとって不要な子会社なのであれば、前号議案の通り、日本製鉄が保有する全ての当社株式を当社が取得すべきであると考えている。

当社は親子上場を維持することに固執しているが、当社のPBRは15年以上、解散価値である1倍を上回ったことはなく足元のPBRは僅か0.6倍程度に留まる。

今後も上場を維持するのであれば、早期にPBR1倍割れの解消を行うことが求められるが、当社の中期経営計画はROE目標が僅か5%であり、この目標を達成してもPBR1倍割れの解消は困難である。また、足元では業績不振に陥っており、この低い目標の達成すら不透明な状況にある。

当社の自己資本比率は約73%と高すぎる水準にあり、配当方針をDOE8%に変更することで、資本効率の改善、資本コストの低下を図るべきである。

## 【第5号議案に対する取締役会の意見】

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

### 【反対の理由】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な課題の一つとして位置づけており、経営基盤の長期安定に向けた揺るぎない財務体質の構築を進めるとともに、企業としての資産効率の改善にも努め、企業価値の安定的向上を目指す観点から、配当については、業績に応じて適切に株主の皆様へ利益を還元していく方針としております。

また、当社は、2025年1月31日、収益改善と資本効率化を柱とした「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について〔大阪製鐵グループ中期経営計画〕」（以下「本中期経営計画」といいます。）を策定し、これを公表いたしました。当社は、本中期経営計画において、株主資本コストを上回るROEを目指すこととしており、そのステップとして、まずは2027年度にROE 5%を達成することを目標するとともに、株主還元方針につきましては、当社は、今後3年間に必要な戦略投資や基盤強化投資、老朽更新投資による必要資金を算出するとともに、収益改善策により見込まれるキャッシュ・フローや運転資金を検証し、配当性向30%程度を目途とした配当に加え、2025年度から2027年度までの3年間で300億円を上限とする株主還元策が可能と判断し、その一環として、2026年3月期には自己株式の公開買付け（約220億円）を実施いたしました。

以上のように、当社は、将来の必要資金、キャッシュ・フローや運転資金を検証した上で、当該検証に基づき、2025年度から2027年度までの3年間で株主の皆様へ還元することが可能な金額として上記金額を算出しております。

これに対し、本議案は、本中期経営計画における戦略投資や基盤強化投資、老朽更新投資の資金所要や手元資金の状況等の上記のような将来の必要資金等を一切考慮することなく、配当方針をDOE 8%に変更することを求め、当該配当方針に基づく当期期末配当の実施を提案するものであり、このような配当方針は今後の当社の事業の継続可能性や成長性を阻害し得る極めて短期的な視点に基づいた要請であります。当社は、こうした極めて短期的な視点に基づく要請は、中長期的な当社の企業価値向上・株主共同の利益の向上に資するものではないと考えております。

よって、当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

以 上

# 第48期 事業報告

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当期の国内経済につきましては、個人消費は物価上昇の影響を受けつつも雇用・所得環境の改善を背景に底堅く推移いたしました。輸出や鉱工業生産は米国の関税措置の影響を受けて一部弱さが見られ、総じて力強さを欠く状況で推移しました。

当社の主要需要先である建設業界の鉄鋼需要につきましては、昨年に引き続き、資機材価格の上昇や人手不足影響による工期の遅れや長期化が続き、低迷いたしました。コスト面につきましても主原料であるスクラップ価格の年度後半における上昇や電力費及び物流費の負担が増加するなど、厳しい事業環境が継続いたしました。

このような環境の下、お客様の理解を得ながら適正なマージンの確保を最優先課題として取り組むとともに、自助努力による徹底的なコスト改善や拡販施策を進めてまいりました。現場活動を中心とした地道な歩留・原単位の改善を継続するとともに、本年2月には、堺工場の省エネ・省CO<sub>2</sub>型電気炉の稼働を開始させるなど、各拠点において計画に沿った設備投資を実行してまいりました。

これらの施策と並行し、サステナビリティ課題への取り組みも推進しております。人的資本強化として従業員給与水準の引き上げの継続や働き方の柔軟性を向上させる制度の導入など従業員エンゲージメント向上に取り組むとともに、大阪製鐵グループ人権方針の策定を行いました。環境面においては、西日本熊本工場に自家用太陽光発電設備の導入や気候変動対応の指標としているCDPスコアについてB-からBへスコアアップするなど、2050年度カーボンニュートラルに向けた取り組みも着実に実行しております。

また、昨年1月に策定した「大阪製鐵グループ中期経営計画」における資本効率化対策の一環として、昨年4月に自己株式9,000,000株を22,050百万円にて取得いたしました。

なお、インドネシア事業につきましては、2025年初頭にインドネシア政府がインフラ向け予算を大幅に削減したことに伴い鉄鋼需要が急激に低迷し、販売数量が大幅に減少するとともに、競争激化によりマージンが縮小したこと等により、構造的なFCFのマイナスが継続する状況となったことから、PT.KRAKATAU OSAKA STEEL (以下「KOS」といいます。)の事業継続性を総合的に検討した結果、本年1月にKOSの事業を停止することを決定し、当該決定以降、合併相手であるPT KRAKATAU STEEL(PERSERO) Tbkとインドネシア事業の撤退方法や時期等の詳細についての協議を進めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の当社グループにおける鋼材売上数量は91万3千トン（前期実績104万7千トン）、売上高は950億9千6百万円（前期実績1,164億2千4百万円）、経常利益は3千3百万円（前期実績49億1千1百万円）となりました。また、KOSの解散に伴う事業撤退損失199億9千万円を特別損失として計上した結果、親会社株主に帰属する当期

純損失は209億3千6百万円（前期実績は親会社株主に帰属する当期純利益32億2千7百万円）となりました。

また、当社子会社であるKOSの占める鋼材売上数量は20万6千トン（前期実績28万1千トン）、売上高は165億3千7百万円（前期実績253億9千4百万円）、経常損失は29億9千5百万円（前期経常損失12億1千7百万円）、当期純損失は30億7千4百万円（前期実績純損失13億2百万円）となりました。

## 事業部門別売上高

区 分	2024年度 第47期 (前連結会計年度)		2025年度 第48期 (当連結会計年度)		前期比増減	
	売上高	構成比	売上高	構成比	金 額	増減率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
鋼 材	108,189	92.9	88,728	93.3	△19,460	△18.0
鋼 片 等	8,234	7.1	6,368	6.7	△1,866	△22.7
合 計	116,424	100.0	95,096	100.0	△21,327	△18.3

### (2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は112億円であります。その主なものは、堺工場における省エネ・省CO<sub>2</sub>型電気炉設備設置や西日本熊本工場のレードルクレーンの更新であります。

なお、これらの設備投資に必要な資金は自己資金及び借入金で賄っております。

### (3) 対処すべき課題

今後の国内経済の見通しは、設備投資や賃上げによる個人消費の回復等に支えられ、回復していくものと期待されますが、一方で米国の通商政策や極めて不安定化した中東情勢の影響により世界経済の下振れするリスクがあり、先行きは不透明な状況が継続することが想定されます。

当社の経営環境につきましては、建設向け鋼材需要には大幅な回復は望めず、コスト面においても、諸資材等は物価高等の影響を受け値上げが見込まれ、経営環境は更に厳しさを増していくものと想定されます。

このような環境の下、引き続きお客様の理解を得ながらコスト上昇も踏まえた適正マージンの確保に取り組みつつ、「大阪製鐵グループ中期経営計画」の諸施策の推進に鋭意努力してまいります。最終年度となる2027年度において、売上高1,250億円、経常利益95億円、ROE 5%程度の達成に向け、商品競争力・納期対応力の発揮、国内4拠点の有機的な連携、省エネ・省CO<sub>2</sub>型電気炉稼働による製鋼～圧延～出荷一貫の体質強化の収益改善策を実行し、加えて資本効率化対策も継続して検討してまいります。特に本年2月に稼働開始した、堺省エネ・省CO<sub>2</sub>型電気炉の効果を最大限発揮し、全社を挙げて取り組みを推進してまいります。

サステナビリティ課題につきましても、安全・環境・防災・品質活動を最優先にカーボンニュートラルやDXを含む労働生産性の向上に向けた具体的な施策を検討し、実行してまいります。

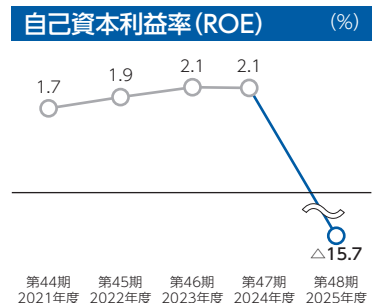
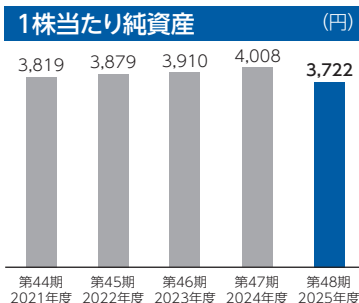
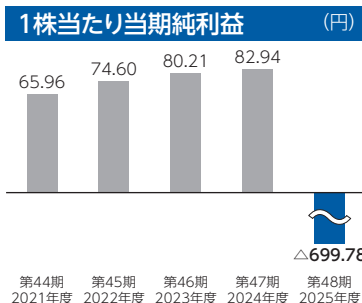
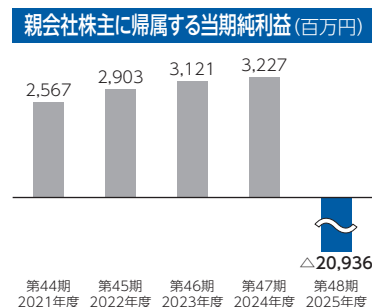
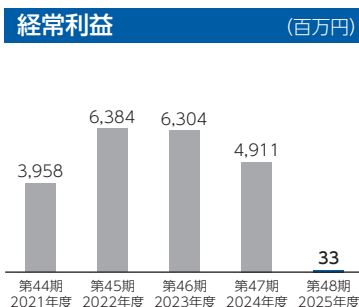
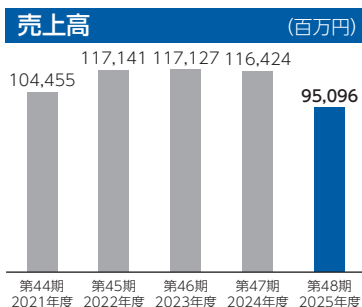
以上の活動に取り組み、企業としての収益性と成長性を高め、株主の皆様、需要家の皆様のご期待にお応えしていく所存でございます。

株主の皆様には、引き続き一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### (4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2021年度 第44期	2022年度 第45期	2023年度 第46期	2024年度 第47期	2025年度 第48期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	104,455	117,141	117,127	116,424	95,096
経常利益 (百万円)	3,958	6,384	6,304	4,911	33
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (百万円)	2,567	2,903	3,121	3,227	△20,936
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失	65円96銭	74円60銭	80円21銭	82円94銭	△699円78銭
総資産 (百万円)	208,294	213,243	204,737	203,485	153,778
純資産 (百万円)	151,028	153,103	154,389	158,211	113,522
1株当たり純資産	3,819円	3,879円	3,910円	4,008円	3,722円
自己資本利益率 (ROE)	1.7%	1.9%	2.1%	2.1%	△15.7%

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式数に基づき算出しております。  
 2. 第44期から第46期までの財産及び損益の状況については、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しております。  
 3. 第47期より、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を適用しており、第47期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。  
 4. 第48期は、KOSの解散に伴う事業撤退損失199億9千万円を特別損失として計上しております。



## (5) 重要な親会社及び子会社の状況

### ①親会社に関する事項

当社の親会社は、日本製鉄株式会社で、同社は当社の株式を16,629千株（持株比率55.58%（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合））保有しております。

なお、当社は、2025年1月31日開催の取締役会決議及び2025年2月14日付け取締役会決議において、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付けを行うことを決定し、実施した結果、2025年4月10日に親会社である日本製鉄株式会社より、当社普通株式9,000,000株を取得しております。

### ②親会社との間の取引に関する事項

当社は、親会社から電力等の購入を行っておりますが、購入価格等の取引の決定に関しては、一般的取引条件と同様に取引を行っております。

また、親会社に対して資金の貸付を行っておりますが、貸付条件の決定に当たっては、市場金利を勘案の上、一般の取引条件と同様に決定しております。

さらに、資金の預託については、当社の手元資金運用の一環として行っているものであり、随時、預託及び回収が可能なものであります。利率については、市場金利を勘案し、一般の取引条件と同様に決定しております。

なお、親会社との重要な取引については、独立社外取締役のみで構成される特別委員会で審議の上取締役会へ答申し、その結果を踏まえ取締役会で判断することとしております。

以上により、取締役会は、親会社との取引が当社の利益を害することはないと判断しております。

### ③親会社と締結している重要な財務及び事業の方針に関する契約等の内容の概要

該当事項はありません。

#### ④重要な子会社の状況（2026年3月31日現在）

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
東京鋼鐵株式会社	2,453	90.00	形鋼等の製造販売
大阪新運輸株式会社	194	100.00	鋼材等の運送及び構内作業
西鋼物流株式会社	50	100.00	鋼材等の運送及び構内作業
	百万US\$		
PT. KRAKATAU OSAKA STEEL	100.0	86.00	鋼材の製造販売

#### (6) 主要な事業内容

当社グループの主な事業は鉄鋼業、鉄鋼業に係る運輸業であります。当該各事業における主な内容は次のとおりです。

事業部門	主要な事業内容
鉄鋼業	形鋼、棒鋼、平鋼等の鋼材及び鋼片並びに鉄鋼加工品の製造販売
運輸業	鋼材等の運送及び構内作業

#### (7) 主要な工場、本社並びに支店及び営業所

##### ①当社

- 本社 大阪府大阪市中央区道修町三丁目6番1号
- 工場 大阪事業所堺工場（大阪府堺市）  
大阪事業所恩加島工場（大阪府大阪市）  
西日本熊本工場（熊本県宇土市）  
岸和田工場（大阪府岸和田市）
- 支店 東京支店（東京都中央区）
- 営業所 名古屋営業所（愛知県名古屋市）  
九州営業所（福岡県福岡市）

(注) 当社は、2026年4月1日付けで組織改正を実施しており、「大阪事業所」および「恩加島工場」を廃止し、「堺工場」へ集約しております。

## ②子会社

東京鋼鐵株式会社本社（栃木県小山市）

（登記上の本店所在地 東京都中央区）

同社小山工場（栃木県小山市）

大阪新運輸株式会社（大阪府堺市）

西鋼物流株式会社（熊本県宇土市）

PT. KRAKATAU OSAKA STEEL（インドネシア共和国バンテン州）

## (8) 従業員の状況

### ①企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
1,074名	9名増

(注) 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。なお、パートタイマー、嘱託及び派遣社員を含めておりません。

### ②当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
600名	15名増	41.4歳	14.7年

(注) 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。なお、パートタイマー、嘱託及び派遣社員を含めておりません。

## (9) 主要な借入先及び借入額

会社名	借入先	借入額
PT. KRAKATAU OSAKA STEEL	NIPPON STEEL NORTH AMERICA, INC.	105 百万US\$

## 2. 会社の株式に関する事項

### (1) 発行可能株式総数

113,812,700株

### (2) 発行済株式の総数

42,279,982株（うち自己株式 12,361,443株）

### (3) 株主数

4,403名

### (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本製鉄株式会社	16,629 <sup>千株</sup>	55.58 <sup>%</sup>
INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN—UP	5,231	17.48
日本証券金融株式会社	836	2.79
立花証券株式会社	760	2.54
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	673	2.25
JPMSPLC CLIENT ASSETS SK JPY	435	1.45
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	250	0.84
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	213	0.71
GOLDMAN SACHS BANK EUROPE SE	200	0.67
大阪製鐵社員持株会	182	0.61

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。  
2. 上記大株主には、自己株式（12,361千株）は含まれておりません。  
3. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。  
4. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社は信託業務に係る株式であります。

### (5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2025年1月31日開催の取締役会決議及び2025年2月14日付けの取締役会決議において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項の規定及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付

け] といいます。) を行うことを決定し、2025年2月17日から2025年3月17日までの間、本公開買付を実施した結果、2025年4月10日に9,000,000株（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合23.12%）の自己株式を総額22,050百万円で取得いたしました。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

記載すべき事項はありません。

### 4. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

(2026年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当又は主な職業（重要な兼職の状況）
代表取締役社長	谷 潤 一	
常 務 取 締 役	関 野 孝 志	総務・財務、営業・物流、購買・外注管理に関する事項管掌
常 務 取 締 役	水 谷 友 則	安全環境防災、生産技術、情報システム、設備技術、商品企画に関する事項管掌
取 締 役	今 中 一 雄	大阪事業所長、大阪事業所堺工場長、大阪事業所恩加島工場長委嘱
取 締 役	石 川 博 紳	Blue Innovation & Environmental Network(株)取締役、(株)関西再資源ネットワーク顧問、Re-Gas Energy Ltd Director
取 締 役	松 沢 伸 也	塩野義製薬(株)法務・コンプライアンス部顧問
取 締 役	佐 藤 光 宏	
常 勤 監 査 役	沖 垣 佳 宏	
監 査 役	高 見 秀 一	ヒューマン法律事務所弁護士
監 査 役	杉 本 茂 次	杉本茂次公認会計士事務所公認会計士、(株)イオンファンタジー社外監査役、(株)イオン銀行社外監査役、日鉄物産(株)社外監査役
監 査 役	後 藤 貴 紀	日本製鉄(株)参与関係会社部長、黒崎播磨(株)監査役、日鉄テックスエンジニア(株)監査役、(株)鹿島アントラーズ・エフ・シー取締役

- (注) 1. 石川博紳氏、松沢伸也氏及び佐藤光宏氏は、社外取締役であります。  
 2. 高見秀一氏及び杉本茂次氏は、社外監査役であります。  
 3. 社外取締役石川博紳氏、社外取締役松沢伸也氏、社外取締役佐藤光宏氏、社外監査役高見秀一氏及び社外監査役杉本茂次氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。  
 4. 社外監査役杉本茂次氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者です。  
 5. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。  
 (1) 若月輝行氏は、2025年6月25日開催の第47回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により常務取締役を退任いたしました。  
 (2) 野村泰介氏は、2025年6月25日開催の第47回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役相談役を退任いたしました。  
 (3) 白石宏司氏は、2025年6月25日開催の第47回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。

- (4) 2025年6月25日開催の第47回定時株主総会において、水谷友則氏が取締役新たに選任され、就任いたしました。
- (5) 2025年6月25日開催の第47回定時株主総会において、沖垣佳宏氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
- (6) 当事業年度中に取締役及び監査役の地位及び担当又は主な職業（重要な兼職の状況）を以下のとおり変更いたしました。

氏名	地位及び担当又は主な職業（重要な兼職の状況）	
	変更後	変更前
関野 孝志	常務取締役 総務・財務、営業・物流、購買・外注管理に関する事項管掌	常務取締役 経営企画・総務・財務・関係会社管理に関する事項管掌、営業・物流、購買・外注管理に関する事項管掌
石川 博紳	社外取締役 Blue Innovation & Environmental Network(株)取締役 (株)関西再資源ネットワーク顧問 Re-Gas Energy Ltd Director	社外取締役 (株)関西再資源ネットワーク顧問

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び当社定款第27条第2項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

また、当社は、会社法第427条第1項及び当社定款第37条第2項の規定に基づき、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

## (3) 補償契約の内容の概要

当社は、谷潤一氏、関野孝志氏、水谷友則氏、今中一雄氏、石川博紳氏、松沢伸也氏、佐藤光宏氏、沖垣佳宏氏、高見秀一氏、杉本茂次氏、後藤貴紀氏との間で、会社法第430条の2第1項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において補償する旨の契約を締結しております。当該契約においては、当社が上記各役員に対して責任の追及に係る請求をする場合（株主代表訴訟による場合を除く。）の各役員の費用や、各役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があった場合の費用については、当社が補償義務を負わないこと等を定めております。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等

##### ①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年6月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会決議に際しては、独立社外取締役及び代表取締役社長をメンバーとし、独立社外取締役が議長を務める「役員人事・報酬会議」において独立社外取締役から適宜適切な関与や助言を求めており、その意見を踏まえた上で取締役会において決定しております。

取締役等の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は次のとおりであります。

##### イ. 基本方針

業務執行取締役については、求められる能力及び責任に見合った水準を勘案して役位別に基準額を定め、これを当社の連結の業績に応じて一定の範囲で変動させ、株主総会で承認を得た限度額の範囲内で各取締役に係る月例報酬の額を決定することとしております。

なお、社外取締役については、客観的立場から当社及び当社グループ全体の経営に対して監督及び助言を行う役割を担うことから、固定報酬のみとしております。

また、監査役については、役位及び常勤・非常勤の別に応じた職務の内容を勘案し、株主総会で承認を得た限度額の範囲内で各監査役に係る報酬の額を、監査役の協議により決定することとしております。

##### ロ. 業績連動報酬等に関する方針

業務執行取締役の報酬は、月例報酬のみで構成し、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上のためのインセンティブを付与すべく全額業績連動型としています。なお、業績連動報酬に係る指標は、業績インセンティブ（経営計画における収益目標等を勘案）の観点から、連結当期損益（但し、期間業績に応じた適正な報酬額とする観点から事業再編損益のうち生産設備構造対策等に伴うものを除外する補正を行うこととする）及び連結経常損益を用い、資本収益性の観点から、連結自己資本利益率を指標としております。また新たに、2025年6月25日開催の定時株主総会後の取締役会において、環境・気候変動への取り組み指標として、CDPスコアを加えております。

なお、2025年度の取締役の報酬の決定に用いた指標の前年度実績は、連結経常損益49.1億円、連結当期損益32.2億円、連結自己資本利益率2.1%となっております。

八. 非金銭報酬等の内容  
該当事項はありません。

二. 取締役の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、各取締役の役位及び業績連動報酬に係る指標を踏まえて、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等が決定されていることを確認しているため、上記決定方針に沿うものと判断しております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

イ. 株主総会の決議日

2016年6月27日開催の第38回定時株主総会

ロ. 当該決議の内容の概要

取締役の報酬限度額…年額3億円以内（うち社外取締役分3千万円以内）、  
監査役の報酬限度額…年額6千万円以内

ハ. 当該決議に係る会社役員の数

取締役 7名（うち社外取締役1名）、監査役 4名

③取締役会決議による報酬の決定の委任に関する事項

該当事項はありません。

④当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	176 (27)	27 (27)	149 (0)	0 (0)	9 (3)
監査役 (うち社外監査役)	42 (18)	42 (18)	0 (0)	0 (0)	4 (2)
合計 (うち社外役員)	218 (45)	69 (45)	149 (0)	0 (0)	13 (5)

(注) 1. 役員報酬を支給していない監査役は含まれておりません。

2. 上記には2025年6月25日開催の第47回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、監査役1名を含んでおります。

3. 上記のほか社外役員が当社親会社等又は当社親会社等の子会社等から受けた役員としての報酬額は8百万円です。

## (5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係  
記載すべき事項はありません。

②当事業年度における取締役の主な活動状況

地 位	氏 名	主な活動内容・期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	石 川 博 紳	当事業年度開催の取締役会に14回中14回出席いたしました。 主に総合商社における長年の勤務経験で得られた豊富な業務知識やグローバルな視点での企業経営に係る経験から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。また、任意の委員会である役員人事・報酬会議（議長）や特別委員会に出席し、豊富な企業経験及び専門的見地から適切な意見を述べております。
取 締 役	松 沢 伸 也	当事業年度開催の取締役会に14回中14回出席いたしました。 主に他社における豊富な業務知識と企業法務に係る経験から、取締役会において、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。また、任意の委員会である役員人事・報酬会議や特別委員会（議長）に出席し、豊富な企業経験及び専門的見地から適切な意見を述べております。
取 締 役	佐 藤 光 宏	当事業年度開催の取締役会に14回中13回出席いたしました。 主に他社における豊富な業務知識と建設分野における技術的な知見から、取締役会において、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。また、任意の委員会である役員人事・報酬会議や特別委員会に出席し、豊富な企業経験及び専門的見地から適切な意見を述べております。

(注) 1. 取締役佐藤光宏氏は、親会社である日本製鉄㈱の使用人の3親等以内の親族であります。  
2. 取締役会開催の回数に書面決議は含まれておりません。

③当事業年度における監査役の主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 内 容
監 査 役	高 見 秀 一	当事業年度開催の取締役会に14回中14回、監査役会に13回中13回出席いたしました。 主に弁護士としての豊富な経験と専門的な見識に基づき客観的な立場から、取締役会において、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
監 査 役	杉 本 茂 次	当事業年度開催の取締役会に14回中13回、監査役会に13回中12回出席いたしました。 主に公認会計士としての豊富な経験と専門的な見識に基づき客観的な立場から、取締役会において、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

(注) 取締役会開催の回数に書面決議は含まれておりません。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	51百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	63百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計を記載しております。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第37条第1項に基づく賦課金に係る特例の認定申請に関する手続業務についての対価を支払っております。
4. 当社の子会社である東京鋼鉄株式会社は、会社法第328条第2項に基づき、当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。
5. 当社の子会社であるPT. KRAKATAU OSAKA STEEL (KOS社) は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているKPMGメンバーファームの監査を受けております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、法令の定めに基づき、相当の事由が生じた場合には監査役全員の同意により監査役会が会計監査人を解任し、また、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には監査役会が当該会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議内容及び当該体制の運用状況の概要

当社が業務の適正を確保するための体制として決議した事項及び当期における当該体制の運用状況は、以下のとおりです。

#### 1) 内部統制システムの基本方針

当社は、会社法に基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」を以下のとおり定め、財務報告の信頼性と業務の適法性・効率性の確保ならびにリスクの管理に努めるとともに、企業統治を一層強化する観点から、かかる体制の継続的改善を図る。

##### ①当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、取締役会規程その他の規程に基づき、経営上の重要事項について決定を行い、または報告を受ける。

業務を執行する取締役（「業務執行取締役」）は、取締役会における決定事項に基づき、各々の業務分担に応じて職務執行を行い、使用人の職務執行を監督するとともに、その状況を取締役会に報告する。

##### ②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録をはじめとする職務執行上の各種情報について、情報管理に関する規程に基づき、管理責任者の明確化、守秘区分の設定等を行った上で、適切に保管する。

また、経営計画、財務情報等の重要な企業情報について、法令等に定める方法のほか、適時・的確な開示に努める。

##### ③当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

安全衛生、環境・防災等の業務遂行上のリスクや財務報告の信頼性等に関するリスクについて、当該リスクの管理を担当する部門（以下、機能部門という。）は、規程等の整備及び社員への周知徹底を図り、それに基づくリスクマネジメント活動を行う。

工場長、支店長、部長（以下、各部門長という。）は、自部門におけるリスクの把握・評価の上、関連する規程等の遵守・徹底を図る。その遵守状況等のモニタリングは、機能部門及び総務部門が実施し、リスクマネジメント活動の継続的な改善に努める。

経営に重大な影響を与える事故・災害・コンプライアンス問題等が発生した場合、業務執行取締役は、損害・影響等を最小限にとどめるため、「危機管理本部」等を直ちに招集し、必要な対応を行う。

④当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営計画や設備投資・投融資等の重要な執行事項については、経常予算、設備予算等に関するそれぞれの全社委員会の審議を経て、取締役会において執行決定を行う。

取締役会等での決定に基づく職務執行は、各業務執行取締役、各執行役員、各部門長等が遂行する。また、組織規程・職務権限規程・業務分掌規程において各部門長の権限・責任を明確化するとともに、必要な業務手続き等を定める。

⑤当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、自律的内部統制を基本とした内部統制システムを構築・整備する。

各部門長は、各部門の自律的内部統制システムを整備することとし、法令及び規程の遵守・徹底を図り、業務上の法令・規程違反行為の未然防止に努めるとともに、法令・規程違反のおそれのある行為・事実を認知した場合、すみやかに総務部長に報告する。また、法令及び規程遵守のための定期的な講習会の実施等、社員に対する教育体制を整備・充実する。

総務部長は、社全体の内部統制システムの整備・運用状況を確認し、各部門における法令及び規程遵守状況を把握・評価するとともに、法令・規程違反の防止策等の必要な措置を講じる。

また、法令・規程違反のおそれのある行為・事実を含む業務遂行上のリスクに関する相談・通報を受け付ける内部通報制度を設置・運用する。

社員は、法令及び規程を遵守し、適正に職務を行う義務を負う。法令・規程違反行為等を行った社員については、懲罰委員会において、社員就業規則に基づき懲戒処分を行う。

⑥当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び当社のグループ会社は、当社の経営理念・行動指針に基づき事業戦略を共有し、企業集団として一体となった経営を行う。

当社は、グループ会社の管理に関してグループ会社管理規程において基本的なルールを定め、その適切な運用を図る。

グループ会社は、自律的内部統制を基本とした内部統制システムを構築・整備するとともに、当社との情報共有化等を行い、内部統制に関する施策の充実を図る。

総務部長は、各部門と連携し、当社グループ全体の内部統制の状況を把握・評価するとともに、各グループ会社に対し、指導・助言を行う。

これに基づく具体的な体制は以下のとおりとする。

イ. グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

総務部門及び財務部門は、各グループ会社における事業計画、重要な事業方針、決算等、当社の連結経営上または各グループ会社の経営上の重要事項について、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、助言等を行う。

ロ. グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

総務部門は、各グループ会社におけるリスク管理状況につき、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、助言等を行う。

ハ. グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

総務部門は、各グループ会社の業績評価を行うとともに、マネジメントに関する支援を行う。

ニ. グループ会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

総務部門は、各グループ会社における法令遵守及び内部統制の整備・運用状況につき、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、必要な支援・助言等を行う。また、各グループ会社における法令違反のおそれのある行為・事実について、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、その結果を取締役会に報告する。

#### ⑦監査役の監査に関する事項

当社の取締役、執行役員、部門長及びその他の使用人等は、職務執行の状況、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について、適時・適切に監査役または監査役会に直接または総務部等当社関係部門を通じて報告するとともに、内部統制システムの運用状況等の経営上の重要事項についても、取締役会等において報告し、監査役と情報を共有する。

グループ会社の取締役、監査役、使用人等は、各グループ会社における職務執行の状況、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について、適時・適切に当社の監査役または監査役会に直接または総務部等当社関係部門を通じて報告する。

当社は、これらの報告をした者に対し、内部通報に関する規程等に基づき、報告したことを理由とする不利な扱いを行わない。

総務部長は、監査役と定期的にまたは必要の都度、内部統制システムの運用状況等に関する意見交換を行う等、連携を図る。また、内部通報制度の運用状況について監査役に報告する。監査役がその職務の補助を求めた場合、総務部門及び財務部門等がこれを行うこととする。補助する総務部門及び財務部門等は監査役の指示のもとで業務を行う。

当社は、監査役の職務執行上必要と認める費用を予算に計上する。また、監査役が緊急または臨時に支出した費用については、事後、監査役の償還請求に応じる。

## 2) 運用状況の概要

### ①運用体制

当社グループにおける内部統制システムの運用体制として、当社総務部に自律的内部統制活動の企画・推進を担当する内部統制グループを設置するとともに、各分野のリスク管理を担当する機能部門を設置しております。グループ会社においては、リスクマネジメント責任者及びリスクマネジメント担当者を配置しております。

この体制の下、以下のとおり内部統制システムを運用しております。

### ②具体的な運用状況

#### イ. 内部統制計画

法令改正や経営環境変化等を踏まえ、毎年3月に当社グループ全体の内部統制に関する年度業務計画を策定しております。この計画には、基本方針、内部監査計画及び教育計画等が含まれています。

#### ロ. 自律的内部統制活動

当社各部門・グループ会社が業務の特性と内在するリスクを踏まえ、自律的に内部統制活動を実施しています。具体的には、業務規程・マニュアル等の整備・教育、自主点検・第三者モニタリングの実行、及びその結果を踏まえた業務の改善等を行います。

事故・災害及び法令違反のおそれのある事実等が発生した場合、当該部門・グループ会社は直ちに総務部長に報告するとともに、関係部門と連携し、再発防止策等の是正措置を講じております。また、これらの事例を内部統制グループが集約し、当社グループ内で共有するとともに、各部門・グループ会社において類似リスクの点検を実施しております。

#### ハ. 内部監査等

内部監査については、内部統制チェックリストによる内部統制状況の確認のほか、当社各部門・グループ会社へのモニタリング等を内部統制グループ及び各機能部門が実施しております。

また、内部統制を補完する施策として、当社・グループ会社の社員及びその家族等を対象とした内部通報・相談窓口を社内に設置し、併せて外部専門機関の窓口も利用しております。これらの窓口は公益通報者保護法に対応した運営を行っております。

さらにエンゲージメントサーベイ調査等の結果を会社施策に反映しております。

#### ニ. 評価・改善

内部統制システムの運用状況については、リスクマネジメント委員会において確認するとともに、取締役会に報告しております。当該委員会は、経営幹部・当社及びグループ会社のリスクマネジメント責任者等で内部統制システムの運用状況を共有するとともに、今後の方針を審議しております。加えて、各部門の管理者層及びグループ会社のリスクマネジメント担当者を含めたリスクマネジメント連絡会を開催し、当該委員会における情報の共有や方針の徹底を行っております。また、各年度の内部統制活動の実施状況や内部監査の結果に基づき、年度末時点における内部統制システムの有効性を当該委員会が評価した上で、取締役会に報告しております。

当社はこの評価結果に基づき、内部統制システムの有効性向上に資する改善策を策定し、次年度の内部統制に関する業務計画に反映しております。

#### ホ. 教育・啓発

当社及びグループ会社において、内部統制に関する教育として、新入社員から経営幹部までを対象とした各種講演会、eラーニング等を実施しており、これらの教育活動を通じて、内部統制の重要性や考え方に関する啓発に取り組んでおります。

#### へ. 監査役・会計監査人との連携

総務部長は、監査役に必要の都度、内部統制の状況を報告するとともに、リスクマネジメント委員会においても報告及び意見交換を行っております。

また、会計監査人との間では財務報告に係る内部統制の評価結果等について定期的及び必要の都度、報告及び意見交換を行っております。

### (2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

配当につきましては、業績に応じて適切に株主の皆様へ利益を還元していくことを基本とし、中長期的な成長・戦略投資などに必要な資金を留保しつつ、事業環境や業績動向、財政状況を勘案しながら、適切な水準の株主還元を実施していく方針です。

具体的な指標としては、連結配当性向30%程度を目安としております。

この方針のもと、当期末の剰余金の配当につきましては、当期の業績等を総合的に勘案した結果、予定どおり無配とさせていただきます。

なお、2025年9月30日を基準日とした配当も無配としたため、年間配当も無配となります。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

# 連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>80,768</b>	<b>流動負債</b>	<b>35,589</b>
現金及び預金	3,021	支払手形及び買掛金	9,729
売掛金	20,083	短期借入金	16,517
棚卸資産	24,739	未払金	4,160
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	10,000	未払法人税等	768
未収入金	7,593	修繕引当金	496
預け金	16,721	事業構造改善引当金	545
その他の	296	事業撤退損失引当金	2,451
貸倒引当金	△1,687	その他	920
<b>固定資産</b>	<b>73,009</b>	<b>固定負債</b>	<b>4,666</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>70,567</b>	繰延税金負債	1,716
建物及び構築物	6,725	退職給付に係る負債	1,872
機械装置及び運搬具	22,869	事業構造改善引当金	665
工具器具及び備品	1,848	事業撤退損失引当金	98
土地	35,911	その他	313
建設仮勘定	3,212	<b>負債合計</b>	<b>40,256</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>60</b>	<b>(純資産の部)</b>	
その他の	60	<b>株主資本</b>	<b>110,532</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,382</b>	資本金	8,769
投資有価証券	621	資本剰余金	10,355
退職給付に係る資産	928	利益剰余金	117,997
繰延税金資産	88	自己株式	△26,590
その他の	743	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>836</b>
貸倒引当金	△0	その他有価証券評価差額金	266
		為替換算調整勘定	25
		退職給付に係る調整累計額	544
		<b>非支配株主持分</b>	<b>2,153</b>
<b>資産合計</b>	<b>153,778</b>	<b>純資産合計</b>	<b>113,522</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>153,778</b>

## 連結損益計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	95,096
売 上 原 価	87,479
売 上 総 利 益	7,617
販売費及び一般管理費	7,877
営 業 損 失	259
営 業 外 収 益	
受取利息及び配当金	251
雑 収 益	1,357
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	273
雑 損 失	1,041
経 常 利 益	33
特 別 損 失	
事業撤退損失	19,990
税金等調整前当期純損失	19,956
法人税、住民税及び事業税	900
法人税等調整額	137
当 期 純 損 失	20,994
非支配株主に帰属する当期純損失	57
親会社株主に帰属する当期純損失	20,936

## 連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	8,769	10,355	139,673	△4,539	154,259
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△739		△739
親会社株主に帰属する当期純損失			△20,936		△20,936
自 己 株 式 の 取 得				△22,051	△22,051
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△21,676	△22,051	△43,727
当 期 末 残 高	8,769	10,355	117,997	△26,590	110,532

(単位：百万円)

項 目	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	222	1,073	431	1,727	2,223	158,211
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△739
親会社株主に帰属する当期純損失						△20,936
自 己 株 式 の 取 得						△22,051
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	44	△1,047	112	△890	△70	△961
当 期 変 動 額 合 計	44	△1,047	112	△890	△70	△44,689
当 期 末 残 高	266	25	544	836	2,153	113,522

# 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>61,481</b>	<b>流動負債</b>	<b>27,518</b>
現金及び預金	40	買掛金	5,949
売掛金	16,030	未払金	3,051
製品	6,207	未払法人税等	732
半製品	3,129	預り金	13,817
原材料	1,514	修繕引当金	496
仕掛品	506	事業構造改善引当金	545
貯蔵品	4,849	事業撤退損失引当金	2,238
未収入金	7,581	その他	687
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	10,000	<b>固定負債</b>	<b>5,640</b>
預け金	16,721	繰延税金負債	534
その他	123	退職給付引当金	2,112
貸倒引当金	△5,224	事業構造改善引当金	665
<b>固定資産</b>	<b>71,327</b>	事業撤退損失引当金	2,046
<b>有形固定資産</b>	<b>59,581</b>	その他	283
建物	4,371	<b>負債合計</b>	<b>33,158</b>
構築物	952	<b>(純資産の部)</b>	
機械及び装置	19,763	<b>株主資本</b>	<b>99,383</b>
車輛及び運搬具	23	資本金	8,769
工具器具及び備品	1,619	資本剰余金	11,771
土地	29,953	資本準備金	11,771
建設仮勘定	2,898	その他資本剰余金	0
<b>無形固定資産</b>	<b>1</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>105,433</b>
その他	1	利益準備金	527
<b>投資その他の資産</b>	<b>11,744</b>	その他利益剰余金	104,906
投資有価証券	600	資産圧縮積立金	4,413
関係会社株式	10,468	特別積立金	35,300
関係会社長期貸付金	17,586	繰越利益剰余金	65,192
長期貸付金	0	<b>自己株式</b>	<b>△26,590</b>
その他	675	評価・換算差額等	266
貸倒引当金	△17,587	その他有価証券評価差額金	266
		<b>純資産合計</b>	<b>99,650</b>
<b>資産合計</b>	<b>132,809</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>132,809</b>

# 損益計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		74,791
売 上 原 価		68,383
売 上 総 利 益		6,408
販売費及び一般管理費		5,329
営 業 利 益		1,078
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	1,162	
雑 収 益	1,671	2,834
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	76	
雑 損 失	632	708
経 常 利 益		3,204
特 別 損 失		
関係会社貸倒引当金繰入額	19,353	
事業撤退損失	4,509	23,862
税引前当期純損失		20,658
法人税、住民税及び事業税	828	
法人税等調整額	113	941
当 期 純 損 失		21,600

## 株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	8,769	11,771	0	11,771
当 期 変 動 額				
積立金の取崩				
剰余金の配当				
当期純損失				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	-	-	-
当 期 末 残 高	8,769	11,771	0	11,771

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本 合 計	
	利 益 準 備 金	その他利益剰余金			利 益 剰 余 金 計			
資産圧縮 積立金		特 別 積立金	繰越利益 剰余金					
当 期 首 残 高	527	4,421	35,300	87,523	127,773	△4,539	143,775	
当 期 変 動 額								
積立金の取崩		△8		8	-			
剰余金の配当				△739	△739		△739	
当期純損失				△21,600	△21,600		△21,600	
自己株式の取得						△22,051	△22,051	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	△8	-	△22,331	△22,339	△22,051	△44,391	
当 期 末 残 高	527	4,413	35,300	65,192	105,433	△26,590	99,383	

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	222	222	143,997
当 期 変 動 額			
積立金の取崩			
剰余金の配当			△739
当期純損失			△21,600
自己株式の取得			△22,051
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	44	44	44
当期変動額合計	44	44	△44,347
当 期 末 残 高	266	266	99,650

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月11日

大阪製鐵株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松 井 理 晃  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 大 東 俊 介  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大阪製鐵株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大阪製鐵株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月11日

大阪製鐵株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松 井 理 晃  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 大 東 俊 介  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大阪製鐵株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第48期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針及び計画等を定め、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」といいます。）の整備・運用状況を重点監査項目として設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針及び計画等に従い、取締役、総務部内部統制グループ、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、説明を求めました。また、内部統制システムに関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づく内部統制システムの整備・運用状況については、取締役等の説明を受け、これを精査し、意見を表明いたしました。さらに、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの「留意した事項」及び同号ロの「判断及びその理由」については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施していることを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況、監査の方法及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任あずさ監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 連結計算書類並びに計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月12日

大阪製鐵株式会社	監査役会			
常勤監査役	沖 垣 佳 宏			Ⓔ
社外監査役	高 見 秀 一			Ⓔ
社外監査役	杉 本 茂 次			Ⓔ
監査役	後 藤 貴 紀			Ⓔ

以 上

## (ご参考) 監査役会の監査報告書受領後に生じた当社及び企業集団に関する重要な後発事象

当社は、2026年5月12日開催の取締役会において、連結子会社であるPT.KRAKATAU OSAKA STEEL（以下「KOS」といいます。）を解散する方針を決議いたしました。

### 1. 解散の理由

当社は、2026年1月23日付「連結子会社の事業停止に関するお知らせ」において、インドネシア事業から撤退することを方針とし、KOSの事業を停止することを決定した旨及びその撤退方法や時期等の詳細については、合併相手であるPT KRAKATAU STEEL(PERSERO) Tbk（以下「クラカタウ社」といいます。）と協議の上決定する旨を公表しておりました。

当社は、当該公表以降、クラカタウ社と協議を進め、任意清算を前提としたKOSの解散に向けた手続を進める目途が立ったことから、2026年5月12日開催の取締役会において、KOSを解散する方針を決議いたしました。

### 2. PT.KRAKATAU OSAKA STEEL の概要

名称	PT.KRAKATAU OSAKA STEEL
所在地	Jl. Amerika II Kav D5 Kawasan Industri Krakatau I Cilegon, Banten 42443 Indonesia
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 中原靖之
事業内容	鋼材の製造販売
資本金	100百万US\$

### 3. 解散の日程

KOSにおける解散決議 2026年12月（予定）

なお、解散決議以降、現地の法律に従い必要な手続を進め、関連手続が完了次第清算結了の予定ですが、清算結了の具体的な日程は現時点では未定です。

### 4. 特別損失の計上及び今後の見通し

当社は、KOSの解散に伴い発生が見込まれる損失について、2026年3月期連結決算において200億円、個別決算において239億円を特別損失に計上しております。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

**会場** 大阪市中央区本町橋2番8号  
大阪商工会議所 6階 末広の間



## 交通

地下鉄堺筋線・中央線「堺筋本町」駅 1 12 番出口から徒歩8分  
地下鉄谷町線・中央線「谷町四丁目」駅 4 番出口から徒歩8分

\*当社として専用の駐車場はご用意しておりませんので、ご出席の際には、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

当日御出席の株主様へのお土産の御用意はございません。何卒御理解くださいますようお願い申し上げます。